

## 岐阜県新庁舎応接用什器の調達（行政棟 6 階）に関する プロポーザル公募要領

### 【留意事項】

令和 4 年第 1 回岐阜県議会定例会において本業務に係る令和 4 年度当初予算が可決成立しない場合は、今回の企画提案による業務は実施しませんので、予め御承知願います。

なお、このことに伴い、プロポーザル参加者又は契約候補者において損害が生じた場合にあっても、県ではその損害について一切負担しません。

### 第 1 趣旨・目的

令和 4 年度開庁予定の新県庁舎における、県民等の来庁者をお迎えするエリア（6 階応接室）について、当該箇所の空間イメージとの調和や岐阜県の産業等の P R につながる什器を購入することを目的に実施します。

また、調達にあたり、什器の仕様、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続きを、この公募要領で定めます。

### 第 2 募集内容

#### 1 業務名称

岐阜県新庁舎応接用什器の調達（行政棟 6 階）

#### 2 業務内容等

別紙「岐阜県新庁舎応接用什器の調達（行政棟 6 階）に関する仕様書」のとおり

#### 3 納入期限

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

#### 4 納入場所

岐阜県岐阜市藪田南 2 - 1 - 1

岐阜県新庁舎 行政棟 6 階 応接室（大）、（中）、知事応接室

※名称は仮称

#### 5 購入費の上限

2 9, 5 0 6, 4 0 0 円（消費税及び地方消費税込み）

※契約の額は、県の予算の範囲内において、業務仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

### 第 3 プロポーザルに係る事項

#### 1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「法人等」という。）であって、以

下の①から⑩までの条件を満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- ② プロポーザル評価会議を開催する日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
  - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑧ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑨ 県内に本社・本店、支社・支店・営業所又は工場等の製造拠点を有すること。
- ⑩ 同種業務（官民間わない（官公庁や民間企業の応接室等））について、納入実績（主に提案する什器のメーカー等の納入実績も可）があること。

## 2 企画提案書の作成

以下の項目について、様式2に沿って企画提案書を作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

(1) 実施体制

- ・業務にあたる人員体制について、具体的に記載してください。

(2) 実施手順等

- ・実施手順、養生計画、全体スケジュール等をできる限り具体的に記載してください。

(3) 実施手法

- ・「岐阜県庁舎再整備基本構想」等の趣旨を踏まえ、業務を実施するうえでの方針を記載してください。
- ・別途提示する当該箇所の空間イメージと調和した什器の配置方針を具体的に記載してください。

（空間イメージパースデータ（MAXデータ形式））

なお、配置する什器は、空間をトータルコーディネートしたもの、つまり、テーブル、ソファの他、展示棚、衝立、間接照明、観葉植物等の空間を装飾するためのものを含めること。

ただし、壁（柱、ガラス）、床、天井の仕様を変更することはできない。

また、配置方針の提案にあたり、イメージパース（ラフ画も可）や、カタログの画像など配置イメージが具体的に分かる資料を必ず提出してください。

- ・提案する什器について、生産の過程やその什器の技術的な特徴等を具体的に記載してください。
- ・その他アピールしたい内容について記載してください。

### 3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項目	日程
①公募要領等の公表・配布	令和4年2月15日（火）～令和4年3月17日（木）
②公募要領等に関する質問受付	令和4年2月15日（火）～令和4年3月10日（木）
③プロポーザル参加申込受付	令和4年2月15日（火）～令和4年3月17日（木）
④企画提案書受付	令和4年2月15日（火）～令和4年3月22日（火）
⑤プロポーザル評価会議	令和4年3月下旬（予定）
⑥評価結果の通知・公表	令和4年3月下旬（予定）

※③及び④の受付は、県の機関の休日を除く。

(2) 公募要領等の入手方法

公募要領等については、下記のホームページから入手してください。

「岐阜県庁ホームページトップ／県政情報／入札・公売／公募型プロポーザル」  
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>

※公募要領等は、県庁舎開設準備課窓口でも配布を行います。

配布期間 令和4年2月15日（火）～令和4年3月17日（木）

午前9時～午後5時（土日祝日除く）

配布場所 岐阜県総務部県庁舎開設準備課開設準備係

（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号）

### （3）公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

#### ① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（別添1）を管財課あてにFAX、電子メール（ファイル形式は、マイクロソフトワード文書ファイルとしてください。）、郵送又は持参にて提出してください。

なお、FAX又は電子メールで質問書を提出した際は、その旨の電話連絡を第7の間合せ先にしてください。（電話連絡は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間にお願いします。）

#### ② 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、ホームページ上で公開します。

「岐阜県庁ホームページトップ／県政情報／入札・公売／公募型プロポーザル」

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>

### （4）プロポーザル参加申込書の提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書（様式1）を県庁舎開設準備課まで持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。

### （5）企画提案書等の提出方法

#### ① 提出書類

ア 企画提案書（様式2）

イ 見積書（様式3）

ウ 法人等概要書（様式4）

エ 法人等の業務実績（様式5）

カ 誓約書（様式6）

キ その他関係資料

#### ② 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

#### ③ 提出方法

県庁舎開設準備課まで持参又は郵送にて提出してください。

・持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

- ・郵便の場合は、受付締切日までに到着したものを有効とします。郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

- ア 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- イ 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又は参加の意思について相談を行うこと。
- ウ 評価会議終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。
- エ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- オ 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- カ その他評価会議における選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書等の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく公文書の公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、令和4年3月22日（火）の午後5時15分までに、辞退届（様式自由）を県庁舎開設準備課に持参又は郵送によ

り提出してください。郵送の場合は、必ず「特定記録」としてください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

以下の事項に注意して見積書を作成してください。

ア 見積金額は、業務期間中の本業務に係る費用（運搬費・設置費等）の見込み額とすること。

なお、運搬等に係る養生については、別の県庁舎移転業務において、基本的なものを床、壁等に施します（別紙「養生計画」参照 ※移転業務では、通路養生のみで、扉の養生までは行わない）が、不足する養生は、見積金額に加えること。

イ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。（二重に消費税及び地方消費税を加算しないよう注意すること。）

## 第4 評価に係る事項

### 1 評価方法

県が別に定める構成員による評価会議において行います。

提案者の評定に当たっては、評価項目に沿って、企画提案書等及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーションの内容について評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

### 2 プロポーザル評価会議

#### (1) 開催日時・開催場所

- ・令和4年3月下旬（予定）
- ・日時、開催場所については、後日プロポーザル参加申込書提出者に通知します。

#### (2) 企画提案の所要時間（予定）

- ・プレゼンテーション 15分
- ・構成員からの質疑 10分程度

#### (3) 注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ・プレゼンテーションでは、提出された企画提案書を用いて説明を行ってください。企画提案書以外の資料等を用いた説明はできません。
- ・プレゼンテーションの出席者は各提案者3名以内とします。
- ・プレゼンテーションでは、プロジェクターを使用し、企画提案書をスクリーンに投影して説明を行うことができることとします。ただし、県で用意する機材は次のとおりです。パソコンは用意しませんので、プロジェクターの使用を希望する場合は各提案者においてパソコンを持参してください。また、サンプルの持ち込みは不可とします。

- ・プロジェクター
- ・スクリーン
- ・延長電源ケーブル
- ・延長ディスプレイケーブル

### 3 評価項目及び評価内容

別表「岐阜県新庁舎応接用什器の調達（行政棟6階）に関するプロポーザル評価基準」のとおりです。

### 4 契約交渉の相手方の選定

上記の評価基準に基づき、評価会議において評価を行い、評価の結果において各構成員の企画点の合計が企画点上限の合計点の60%（以下「基準点」という。）以上の者のうち、順位点の合計の最高得点者を最優秀提案者として選定します。

### 5 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても、評価会議は実施し、評価の結果において基準点以上のときは、当該提案者を最優秀提案者とします。基準点未満の場合、又は提案者が無い場合は該当なしとします。

### 6 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ホームページ上で公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全プロポーザル参加者の名称（申込順）
- ③ 全プロポーザル参加者の評価点（得点順）※応募者の名称は秘匿
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名

※プロポーザル参加者が2者の場合には、競争上の地位に配慮し、③は公表しないこととします。

## 第5 契約の締結

- 1 最優秀提案者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加者停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

- 2 選定した最優秀提案者と県とが協議し、業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したいうで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、契約額は、県の予算の範囲内に

において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者（基準点未満の者を除く。）と協議を行うこととします。

## **第6 業務の適正な実施に関する事項**

### **1 業務の一括再委託の禁止**

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

### **2 個人情報保護**

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

### **3 守秘義務**

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。

## **第7 問合せ先及び各種書類の提出先**

岐阜県総務部県庁舎開設準備課開設準備係

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

TEL 058-272-1148

FAX 058-278-3540

電子メールアドレス c11177@pref.gifu.lg.jp